

国立大学法人東京海洋大学役員会規則

		平成16年 4月 1日	
		海洋大規第 2号	
改正	平成18年 4月 1日	海洋大規第2-2号	
改正	平成19年 3月30日	海洋大規第2-3号	
改正	平成20年 3月31日	海洋大規第2-4号	
改正	平成26年 3月24日	海洋大規第 23号	
改正	平成27年 3月18日	海洋大規第 28号	
改正	平成31年 3月14日	海洋大規第 17号	
改正	令和 3年12月14日	海洋大規第 139号	
改正	令和 5年 3月31日	海洋大規第 42号	
改正	令和 6年 7月19日	海洋大規第 145号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学管理規則（平成16年海洋大規第1号）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学役員会（以下「役員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事

(審議事項)

第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）が、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し意見を述べることをいう。）に関する事項
- 二 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 内部統制に関する事項
- 六 その他役員会が定める重要事項

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

(会議)

第5条 役員会は、役員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって決するものとする。

(役員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、理事以外の者を役員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 役員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、役員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年海洋大第2-2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年海洋大第2-3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年海洋大第2-4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年海洋大第23号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年海洋大第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年海洋大規第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年海洋大規第139号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年海洋大規第42号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年海洋大規第145号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。